

高濃度のカリウム液の点滴注射の用量、用法についてのお知らせ

当院の倫理審査委員会で、下記の医療が承認されましたのでお知らせいたします。

- 【医療の内容】 注射用カリウム製剤の添付文書を超えた濃度・投与量による低カリウム血症の補正
- 【承認者】 国家公務員共済組合連合会 大手前病院 病院長
- 【対象者】 重篤な病態や基礎疾患等で医療用医薬品の添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者さま
- 【対象期間】 承認後から永続的に使用

【目的・意義】

低カリウム血症の補正においては、重度の低カリウム血症や内服薬が困難な場合に、注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は医療用医薬品の添付文書上、40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hを超えない速度で投与し、1日投与量が100mEqを超えないことと規定されています。しかし、心不全や脳卒中など全身管理を要する重症患者さまでは、輸液量を制限しなければ心不全に至るリスクが大きく、かつ速やかにカリウム値を補正しなければ不整脈を起こすリスクも大きくなります。そのため高濃度のカリウム液を投与する場合があります。また、病態の重篤度により100mEq/日を超えて使用場合があります。これらは国が定める規定（医療用医薬品等の添付文書）とは異なる方法で使用することになりますが、あらかじめ当院倫理審査委員会にて承認された下記の使用条件に従い、安全に注意しながら投薬を実施しています。対象者となられる方に速やかに治療を実施できるよう患者さまから同意を頂くことに代え、病院ホームページにて情報公開することにより実施しています。

<使用条件>

1. 投与速度は20mEq/時間を超えません。
2. 高濃度で投与する場合、必ずシリンジポンプを使用します。
*高濃度（原液）での投与は当院で定めた診療科限定で行います。
3. 必ず心電図モニターを装着し、不整脈が発生しないか観察します。
4. 特別な理由がありやむを得ず、カリウム総投与量が100mEq/日を超える場合は、血液中のカリウム値を頻回に確認します。

【医療行為に伴う危険性】

高濃度（原液）の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ずシリンジポンプ等で精密持続点滴を行い、原則として患者さまに心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為への同意は、患者さま自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合でも、診療において、不利益を被ることのないように努めます。

【お問い合わせ等の連絡先】

国家公務員共済組合連合会 大手前病院 各診療科 担当医師
電話 06-6941-0484(代表)